

食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について

1. 一律基準について
食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」については、0.01ppm とした。
2. 対象外物質について
食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」については、65物質を定めた。
3. 暫定基準について
食品衛生法第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の当該食品に残留する量の限度を712物質について定めた。
6月に公表した暫定基準(最終案)からの変更は以下のとおり。

○ 暫定基準を設定する物質の追加・削除

<追加した物質>

追加した物質	追加の理由
2, 6-ジイソプロピルナフタレン	基準の存在確認による追加
N-(2-エチルヘキシル)-8, 9, 10-トリノルボルン-5-エン-2, 3-ジカルボキシイミド	基準の存在確認による追加
アミノピラリド	基準の存在確認による追加
スピロメシフェン	基準の存在確認による追加
ツラスロマイシン	基準の存在確認による追加

<削除した物質>

番号	削除した物質	削除の理由
58	アロキシジム	参考とした基準が廃止されたことにより削除
140	カズサホス	残留基準が設定されたため削除
217	酸化アルベンダゾール	5-プロピルスルホニル-1H-ベンズイミダゾール-2-アミンとの重複による削除。
222	シアナミド	一般的に残留が考えられないことから削除
229	ジオフェノラン	参考とした基準が廃止されたことにより削除
239	ジクロブトラゾール	参考とした基準が廃止されたことにより削除
597	プロメカルブ	参考とした基準が廃止されたことにより削除

総物質数

714物質 → 712物質